平成２２年（フ）第３５号
沖縄県国頭郡本部町字山川645番地
債務者　新川いずみ
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１２４号
長野県上田市十人526番地６
債務者　曲尾恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１４０号
長野県上田市中央４丁目11番11号
債務者　目黒　正博
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１４１号
長野県上田市中央４丁目11番11号
債務者　目黒　芳子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１４５号
長野県上田市保野772番地７　桑の実ハイツ201号
債務者　戸森まなみ
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５７号
長野県下伊那郡根羽村5873番地
債務者　藤城佐代子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６３号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪9199番地
債務者　関　　高弘
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６６号
長野県伊那市若宮7380番地91　若宮市営住宅158号
債務者　小池まゆみ（旧姓島津）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７１号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪5231番地２
債務者　務台　嗣生
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７２号
長野県上伊那郡飯島町飯島2436番地27町営北梅戸住宅52―Ｅ―12
債務者　羽生美津子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７４号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1032番地43
北湯舟県住532号
債務者　春日るみこ（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７５号
長野県駒ヶ根市飯坂１丁目25番18―206号東飯坂団地Ｂ棟
債務者　赤堀　昌己
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２４２号
神戸市西区伊川谷町有瀬1281番地の６　県営有瀬団地５―303号
債務者　森田　敏夫
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
神戸市西区北別府５丁目３番地の２―Ｂ―202号
債務者　中　　泰弘
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
神戸市西区池上１丁目12番地の１―Ｅ―407号
債務者　竹山　英男
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
兵庫県淡路市中田183番地14
債務者　安本　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７０号
徳島県板野郡上板町鍛冶屋原字妙楽寺29番地
債務者　加川　修司
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
徳島地方裁判所民事部